

※受付番号No.

写真  
(3.0×2.5cm)  
(6ヶ月以内撮影)  
1枚を  
添付のこと

# 一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書

フリガナ		旧姓・通称 併記希望の有無	フリガナ	
氏名		有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	
住所	(電話 - - )			郵便番号
				〒 -
<b>受講資格</b> 該当番号・アルファベットを○で囲んで下さい  1、4については資格証の写しを、2については卒業証明書を添付して下さい  2～8については実務経験に関する証明必要 実務経験年数を必要とする場合は、下記実務経験欄に経験年数を記入して下さい	1	<b>石綿作業主任者技能講習修了者</b>		
	2	学校教育法における大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、 <b>建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して所要年数以上の実務経験を有する者。</b> (「建築に関して」の実務経験には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。以下同じ。)		
	a	大学(短期大学を除く)卒	2年以上	
	b	短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年前期課程を含む)卒	3年以上	
	c	短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校卒	4年以上	
	d	高等学校又は中等教育学校卒	7年以上	
	3	<b>建築に関して11年以上の実務経験を有する者(学歴不問)</b>		
	4	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる <b>特定化学物質等作業主任者技能講習修了者</b> で、 <b>建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者</b>		
	5	<b>建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者</b>		
6	<b>環境行政(石綿の飛散防止に関するものに限る)に関して2年以上の実務経験を有する者</b>			
7	労働安全衛生法第93条第1項の <b>産業安全専門官若しくは労働安全衛生専門官</b> 又は同項の <b>産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者</b>			
8	<b>労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者</b>			
9	2から8までのいずれかに該当する者と同等以上の知識経験を有する者			
<b>実務経験</b> (上記資格要件2～6、8)		実務経験年数 年 月 ～ 年 月 まで ( 年 ヶ月 )		
所属	事業所名			電話
	所在地	〒	建災防山口県支部加入の有無	
			会 員	非 会 員
事業主証明又は所属長証明又は行政機関証明 ※事業主本人が受講の場合元請又は同業者による証明	上記の実務経験に相違ないことを証明します。 事業所名・行政機関名 所 在 地 役職名・代表者氏名			
講習の一部免除希望の有無	有・無	備考	本人確認書類の写し及び、資格を有することを証する書面の写し又は卒業証明書を添付すること。	※資格確認印

年 月 日  
建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者  
(受講者本人)

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き訂正印を押印すること。作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。(修正液等使用不可)  
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の原本及びその写しを持参下さい。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
6. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試験成績表						※ 合否の別	※ 修了証番号	第 号
調査基礎Ⅰ	調査基礎Ⅱ	図面調査	現地調査	報告書	計			
						合・否	※ 修了証 交付年月日	年 月 日
※ 記事欄								

講習会名	一般建築物石綿含有建材調査者講習
------	------------------

労働安全衛生法(以下、「安衛法」という。)に基づく石綿障害予防規則(以下、「石綿則」という。)では、事業者(工事の施行者)は、建築物、工作物及び船舶(鋼製の船舶に限る)の解体・破砕等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を目視、設計図等により調査し、その結果を記録しておくことを義務付けています。

令和2年7月1日に石綿則等の一部を改正する省令が公布され、改正石綿則は一部(注)を除き令和3年4月1日に施行。主な改正内容は、届出の拡大・新設、作業の記録等が改められました。

(注)事前調査・分析調査を行う者の要件は、周知、資格者の育成(講習の実施)により、令和5年10月施行、解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度は、周知、電子届出システムの開発により、令和4年4月施行

### 講習の範囲及び時間

講習科目	講習時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識Ⅰ	1時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識Ⅱ	1時間
石綿含有建材の建築図面調査	4時間
現場調査の実際と留意点	4時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間

### 受講科目の一部免除

次の資格のある人は科目の一部が免除されます。

区分	受講の免除を受けることができる者	講習免除科目
1	石綿作業主任者技能講習修了者	・建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識Ⅰ

### 資格証の写しを添付

- 石綿作業主任者技能講習修了証 (表面受講資格1の該当者)
- 受講資格に必要な学歴を証明できる卒業証書写し又は卒業証明書  
(表面受講資格2のa～dの該当者)
- 平成17年法律第108号による改正前の労働安全衛生法別表第18号22号に掲げる  
特定化学物質等作業主任者技能講習修了証 (表面受講資格4の該当者)